

(様式2)

令和5年度スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名： 愛南町スポーツ協会 ]

[記載日： 令和6年5月23日 ]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 中央競技団体の規約に沿った愛南町スポーツ協会規約を制定し、当協会の役員及び会員は当該規約を遵守している。 愛南町スポーツ協会の専用口座を開設し、団体として活動のための財産を区分して管理・運営している。	A
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 規約に定める会長1名、副会長2名、理事長1名、監事2名、常任理事若干名、理事(本会加盟種目団体から2名)で役員体制を整えている。 理事会、常任理事会及び総会において会計書類及び事業報告の承認手続きを行うとともに、監事による監査等を通じて適切な団体運営に努めている。	A

<b>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	C
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現時点では策定できていないが、策定するにあたっては団体の構成員からも幅広く意見を募り策定する。	
<b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現在、役職員に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。今後、コンプライアンス教育や研修を実施する方向で検討していく。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現在、指導者及び競技者等に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。今後は、中央競技団体が実施するコンプライアンス研修会等への参加を促す。	
<b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 本協会の定める「愛南町スポーツ協会規約」に基づき、適切に会計処理を行っている。	

<p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 助成元における交付要綱等を遵守しながら、適切に処理している。</p>	
<p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。</p>	<p>A</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本団体の会計は、愛南町における準公金にあたるものとして、団体の事務を所管する所属長により年4回の定期検査を実施している。 また、団体の規約に基づき、決算時において監査役員による会計監査を実施している。</p>	
<p><b>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b></p>	
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p>	<p>B</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 総会において事業報告書及び収支予算書等を報告するとともに、(公財)愛媛県スポーツ協会に当該資料を提出している。</p>	
<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p>	<p>B</p>
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 町広報誌にて事業の実施状況やイベントの情報等について情報発信している。今後は、中央競技団体又は(公財)愛媛県スポーツ協会のホームページにおいて、関係資料の開示を検討する。</p>	

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 1 から原則 1 3 について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—
原則 2 : 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	—

※原則 6 については、中央競技団体の指導や助言により、自己説明と公表が必要と判断される項目について記載してください。特に、指導等がない場合は、記載の必要はありませんが、ガバナンスコード策定の趣旨から、自らに適用することが必要と考えられる項目を積極的に記載してください。